

平成24年度第1回公立大学法人宮城大学評価委員会 会議録

日 時： 平成24年7月23日（月）午後1時～午後3時20分

場 所： 宮城大学大和キャンパス 3階大会議室

出席者： （委員5名出席）

【委員】 関谷委員，角山委員，橋本委員，花輪委員，マーク・ウィリアムズ委員（50音順）

【公立大学法人宮城大学】 別紙のとおり

【宮城県】 別紙のとおり

会議の内容

1 開会

（司会）

ただいまから、「公立大学法人宮城大学評価委員会」の平成24年度第1回会議を開催いたします。

2 委嘱状交付

（司会）

会議に先立ちまして、委嘱状の交付を行います。

総務部長の上飯屋が座席順に、委員の皆様のお席に伺いますので、その場でお待ちください。

（委嘱状交付）

出席者紹介

（司会）

それでは、改めて今回御就任いただきました委員の皆さまを、名簿順に御紹介いたします。

関谷 登 委員でございます。

角山 茂章 委員でございます。

橋本 潤子 委員でございます。

花輪 公雄 委員でございます。

マーク・ウィリアムズ 委員でございます。

なお、猪股 佳子委員，藤崎 三郎助委員におかれましては、所要のため御欠席される旨御連絡をいただいております。

続きまして、本年度第1回目の委員会でございますので、公立大学法人宮城大学及び県の主な役職員を紹介いたします。

法人から、

西垣 克 理事長兼宮城大学長でございます。

佐藤 廣嗣 副理事長兼総務企画担当理事でございます。

佐々木 努 人事労務担当理事でございます。

大和田 克己 財務担当理事でございます。

園部 尚 地域連携担当理事でございます。

加藤 徹 特命事項担当理事でございます。

弦本 英一 副学長でございます。

続きまして、県から、

総務部長の上飯屋 尚 でございます。

総務部理事兼次長の 高橋 信宏 でございます。

総務部参事兼私学文書課長の 大森 克之 でございます。

会議の成立

(司会)

さて、本日は、お手元に配付しました出席者名簿のとおり、委員7名のうち、5名の皆さまに御出席いただいております。

したがいまして、公立大学法人宮城大学評価委員会条例第5条第2項に規定する、委員の半数以上という定足数の要件を満たしており、会議が成立しておりますことを、ここに確認いたします。

それでは、開会に当たりまして宮城県総務部長の上飯屋からごあいさつを申し上げます。

3 あいさつ

(上飯屋部長)

総務部長の上飯屋でございます。

本来であれば、村井知事からごあいさつを申し上げるところでございますが、他の公務が重なり、出席が叶いませんでしたので、代わりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

公立大学法人 宮城大学 評価委員会は、地方独立行政法人法に基づく、知事の諮問機関として、平成20年7月に設置されました。

委員の任期を2年間とし、今回で2回目の改選となりますが、4人の委員の先生方には、継続して御就任いただくとともに、新たに3人の委員の先生方に御就任いただくこととなりました。

各先生方には、御多用のところ、快く御承諾いただきまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、宮城大学は、県立大学として平成9年に開学いたしましたが、より効率的な大学運営を目指し、平成21年4月、地方独立行政法人法に基づく「公立大学法人宮城大学」を設立し、以後、法人による大学運営が進められております。

法人への移行に際しては、当時の評価委員会において、大学運営の指針となる「中期目標」や、その達成に向けた「中期計画」等について御審議をいただき、貴重な御意見を賜りましたこと、あらためて

お礼申し上げます。

大学では、その中期目標に掲げられる「教育研究の質の向上」、「地域貢献」、「運営の改善、効率化」などの実現に向け、様々な取組みが進められております。

今回の評価対象となります平成23年度は、東日本大震災という大変な状況がございました。その対応のさなか、西垣理事長兼学長を迎え、新体制によるスタートが切られており、新理事長の強いリーダーシップにより、大変な困難を抱えながらも、従来に増して先進的な取組が進められることとなったと承知しております。

本日、まずは、平成23年度の運営状況等を御説明申し上げ、委員の皆さまに、大所高所から忌憚のない御意見等をいただきたいと考えております。

8月末に予定されている第2回評価委員会まで、短期間での御審議をお願いすることとなり恐縮ですが、今後の大学運営のさらなる向上に資するため、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この委員会の評価を経て、宮城大学の質が高まり、東北の復興を担う次世代の人材を養成する高等教育機関として、一層の飛躍、充実が達成されることを期待しまして、私のあいさつとさせていただきます。

4 委員長及び副委員長互選

(司会)

つづきまして、委員長及び副委員長を選出いただきますが、「公立大学法人宮城大学評価委員会条例」第4条第1項の規定により、委員長及び副委員長は、委員の互選によって定めることとなっております。

委員の皆様から、御推薦等はございますでしょうか。

(委員から「事務局案はありますか」との発言。)

ただいま、事務局案との声がありましたので、事務局で提案がありましたらお願いします。

(大森参事兼私学文書課長)

御発言がありましたので、事務局案といたしまして、委員長に角山委員、副委員長に花輪委員を提案させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(司会)

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(司会)

皆様御異議がないようですので、委員長には角山委員、副委員長には花輪委員に御就任いただきました

いと存じます。

それでは、角山委員長には、委員長席にお移りいただいて、一言ごあいさつをお願いいたします。

(角山委員長)

今までの委員長でございました中島先生には、会津大学自体が国際路線をやっておりますので、多々御指導いただいておりますが、そういった御縁もあって、こちらの委員会に出させていただきます。微力ではございますが、委員長を務めさせていただきたいと思っております。

先ほど総務部長さんのお話にもありましたように、東北3県は昨年大変な被害を受けまして、他の県もそうですが、福島はまだいろいろな課題を背負っております。

先ほど西垣理事長とお話したときに、就任1年目の昨年の春、宮城大学周辺の桜を十分楽しめなかったというお話がありました。私も原発事故以降、原発の対応をやっているのか、学長の仕事をやっているのか、日々わからないような状況が半年以上続いたのですが、何とかここまで乗り越えてこられて本当によかったと思っています。

私は、教育機関というのは、県民の方が苦しんでいる中でも、常に若い人を引っ張って行って、県民に明るい希望を与えることがミッションだと思っております。そういう運営をきつと西垣先生もおやりになっておると思っております。元気な御姿勢で、きちっとした御指導を、この宮城大学でなさっているとしますので、是非この1年間のそういった姿を審議させていただければありがたいと思っております。

諮問書提出

(司会)

ありがとうございました。

それではここで、「地方独立行政法人法」第34条第3項及び第40条第5項の規定により、「財務諸表及び利益処分の承認」について、県から当委員会に諮問書を提出させていただきます。

(上飯屋部長から角山委員長へ諮問書提出)

(司会)

それでは議事に入ります。

議事進行は「公立大学法人宮城大学評価委員会条例」第5条第1項の規定により、委員長が会議の議長となることとされておりますので、角山委員長をお願いいたします。

会議の公開

(角山委員長)

まず始めに、本日の会議の公開について確認させていただきます。本日審議予定の案件につきましては、「公立大学法人宮城大学評価委員会運営要綱」第3条ただし書の「非公開とすることが適当であると認める案件」に該当するものがないと認められますので、すべて「公開」とすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

皆さま御異議がないようですので、本日の会議はすべて公開とさせていただきます。

5 審議

(1) 評価等を行うにあたって

(角山委員長)

さて、これから第5の「審議」に入りますが、まず、私から宮城大学の評価等を行うにあたって一言申し上げさせていただきますと思います。

今までの委員長である中嶋先生は、秋田の国際教養大学から来られました。それから私は会津大学から来ています。そして宮城大学。この三つの大学を比べますと、その特色の違いから、設立者である県から期待される達成目標というのは大きく違うように私は思っています。

国際教養大学では、国内全体から人材を受け入れて、国際人を国内及び世界に輩出していくというミッションがあると思います。それに対し、会津大学はITしかやっておりませんが、産学連携が県から求められている一番のミッションです。ただ、ITというのは、産学連携が非常にやりやすいテーマでございますし、国際化もやっている中でおのずとできるということはあるかと思えます。国際教養大学と少し違うのは、ベンチャー会社を会津大学の周りにしかるべき経済規模で育成するという大きなミッションがあります。

一方、この宮城大学は、地元の活動に貢献するというところで、業務実績報告書の項目を見ましても、地域への貢献というのが各学部の目標に載っております。その中で、国際化路線など、いろいろ組み込んでいくのは、西垣理事長には大変な御苦労もあるかと思えますが、この1年間で着々とおやりになっている御様子でございます。

そういった中での今回の評価ですが、看護学部と事業構想学部、そして食産業学部と、各学部の目標がそれぞれ違うと、個性があると思います。また、地元への期待、また地元への就職という話と国際化という複雑な関係があるかと思えます。西垣先生の1年間の成果が今日お話しされと思いますが、そういったことを含めて御審議いただければと思います。

評価については、各大学の特色によって指標が異なってくると思いますが、この後西垣先生がお話しになる御方針を伺って、是非各委員の御審議の中で宮城大学にふさわしい評価を御検討いただければありがたいと思います。

以上でございます。

(2) 宮城大学における大学改革の取組について

(角山委員長)

続きまして、宮城大学の特色や大学改革の取組等について、御紹介いただければと思います。

(西垣理事長)

今日は、評価を担当していただく御先生方、お忙しい中、おいでいただきまして宮城大学を代表し

て心から歓迎と御礼を申し上げたいと思います。

今、委員長からお話しいただきましたように、昨年の震災以来、教職員一丸となってこの大学というものを維持し、発展させるという努力をしております。

本日は、委員長御提案のとおり、忌憚のない御指導を賜り、また我々の至らないところをこれから克服するという事でこの評価委員会が有意義に進捗するようにお願い申し上げたいと思います。

それでは、審議というよりは、どちらかといいますと御報告ということではありますが、本学における大学改革の取り組みの概略を御説明申し上げたいと思います。

まず、大項目といいますか、1項目目でございます。昨年3月10日は、ちょうどこちらに来て引き継ぎ等作業をやっておった訳でありますけれども、その次の日に千年に一度という大震災に遭遇した訳であります。

その間、大学としてもこのメインキャンパスの天井パネルが外れるというようなことが施設の被害でございましたが、最も深刻であったのは、石巻の港に近いところに住まわれている看護学部の2年生に進学する予定の学生が1名命を落としてしまったということでもあります。それ以来、4月にはお宅も訪問いたしましたし、お父さんとも話し合いをしたのですが、残念なことに今日に至るまでまだお母様とおばあさんが行方知れずのままであるということでもあります。

大学を預かる者として、学生が亡くなるということは、何にも増して堪えがたいことございまして、それ以来、今後いかなる災害があっても1名の学生の命も奪わせないような体制をつくる大学を目指そうというふうに考えた訳であります。

この1名の学生の若い志をどうすれば我々が引き継いでいけるか、いろいろ悩み考えましたけれども、幸い前任地、それから長いおつき合いをいただいている東海大学の高野学長の御理解を得て、伊豆半島の川沿いに咲いております早咲きの桜をいただきました。千年桜としてこのキャンパスをずっと見守ってもらおうというつもりで、総計32本の桜の木を両キャンパスに分けて植樹をいたしました。

それと、これは私どもが対応した分だけありますので、潜在的なものを含めると実はもう少し数が多いのではないかと考えておりますけれども、震災に伴うPTSDが考えられる教職員、学生というのが3名ばかりおられたということです。それに関しては暫時対応してきておりますので、その後の進行化というのは今のところ観察されておられません。

そういう意味では、ああいう千年に一度のような自然現象ないしは人災とも言える災難に、我々は今度どう立ち向かっていくかという強い精神力というものを養う大学でありたいと考えている訳であります。

幸いこの建物そのものの被害については、大和田理事を初めとして職員の皆さん方の迅速な対応と県の対応に支援されまして、5月の連休明けから学科を再開することができたということです。

しかしながら、入学式と前年度の卒業式が開催できませんでしたので、入学式に関しましては9月下旬に改めて開催いたしました。卒業式は本年の3月に前年度分を含め、2年分2日間開催をしましたが、これも本当に喜ばれましたので、やってあげてよかったなど。ずっと心残りだったのですが、学生にしても保護者の皆さん方にしても、1年遅れの卒業式ということでありましたが、非常に盛会でございました。喜んでおります。

私は、以上、個別の問題に遭遇する中でいろいろ大学のありようというのを考えて参った訳ですが、

大きな方向性としては震災復旧を大学改革の契機として展開する，こういう方針で臨むべきだろうというところに立ち至った訳であります。

次に，施設の安全点検と有効利用の促進ですが，我々が県からいただいたこの施設をより適切に効率よく活用していくためにどういう点検をしなければいけないかということに，まず全学的な各スペースの利用状況の実態調査等をもとに，施設の再配置計画というのを進捗させているところであります。

今年は電力に関してさほど問題がない訳でありますけれども，昨年度は15%の電力カットということもありましたので，どのように省エネ対策を立てていったらいいか，中長期的な対策を模索しているところであります。

それと，最も重要なことは，安心・安全対策の強化であります，学生，教職員の意識改革の必要性というのが強く感じられました。そういう意味では，防災訓練の定着化，それから安全設備，安心備品の未整備を早急に克服するというのをこれから取り組んでいかなければいけないと思っています。

特に，冒頭申し上げましたように安否確認に関しましては，本当にライフラインがない中，私もそうだったのですが，職員の皆さま方はこの建物に泊まり込みをしまして，最後の学生の安否が分かったのが，3月31日であります。亡くなった方に関しては17日ごろ，ひょっとしたら私どもの学生かもしれないという第一報が入りまして，25日ぐらいに確定という大変悲しい連絡を受けた訳であります。この間，事務の方々は寝ずの頑張りをしてもらった訳ですが，ここで一つシステム上の不具合がございまして，連絡がとれないという状況が生まれました。

それで，昨年10月にはダブルサーバーで新たに3チャンネルの安否確認が迅速にできる体制というものを導入しまして，防災訓練等で学生諸君，教職員の皆さま方に定着化を図っているところであります。

これが昨年来，復旧に対応してきたことですが，先ほど委員長からお話いただきましたように，私自身もこういうことは2回目だったのですけれども，春に桜が咲いているということが全く画像として頭に残っていませんで，毎日いろいろな対応に追われていたのだなとつくづく思います。新芽が出てきたころちょっと一息で，ああ，東北の春ってこうなんだなというような思いがしたのをよく覚えておるところであります。

今申し上げましたように，試練を試練とだけに受けとめるのではなく，これを前進するためのバネとして大学改革を推進していかなければいけないという固い決意のもとで，今我々が取り組んでいる改革を進めていった訳であります。

まず始めに国立大学が平成15年に法人化され，その後国際教養大学が最初だった訳でありますけれども，公立大学に関しましても独立行政法人に基づいて法人化されてきた訳であります。

ただ，本当に大学という存在はどうあるべきなのか，その経営，運営というのはどうあるべきかという議論が必ずしも尽くされたとは言えない中で，経費節減が優先するような形での法人化というのが邁進された訳であります。

国立の場合は国という大きい財政基盤がありますが，特に公立大学というのは各設立団体の財政力により，大変大きな違いが出てまいります。そういう意味で，先ほど来議論がありますけれども，県が設立する，ないしは市町村が設立するという大学というのはいかなる意味を持つべきなのかという

ことは、大変重要な議論になるかと思えます。

我々公立大学の場合は、文部科学省等が最初言われていたことは、国立大学法人並みの公立大学に準じた新たな法律を制定するという話であったのですが、ふたをあけますと、独立行政法人法の一部に大学という規定を設けて運用をしているというのが現状であります。

したがって、この評価というものに関しましても、かつての行革以来、行政評価、行政改革というもののフォームを踏襲しているということになります。冒頭委員長が御指摘いただいたとおり、本当に大学という組織特性というものを加味した形での評価項目になっているのかどうか、それと安直にデジタル化できるところだけで成績評価をしていいかどうかという、大変本質的な重要な問題を内包していると私は考えております。

そういう意味で、今回私どもが提出しております業務実績報告書に関しましても、項目ごとのディメンションがばらばらであると。安直にカウントしやすいところだけは大項目に上がっており、本質的なところというのはさらっと解決しているというような、非常に評価が難しいところがあるかと思えますし、我々はここで大学というものをどういう目線で、どういう評価基準で評価していけばいいかということを実験的に模索する必要があるのではないかと考えています。

また、本学が持っておりました法人規定というのがざっくりと申し上げまして、非常に内部矛盾、整合性に欠けるという判断をいたしましたので、今日お配りしております規定集の改正のリスト提出しておりますけれども、これに基づいて暫時規定集を見直し、改定をいたしました。

2番目の問題であります。先ほどの法人化ということも踏まえてですが、これは文部科学省的にも自主財源の確保ということが言われている訳ですが、大学が稼いで、稼げる項目というのは一体何かということですか。

特に国立大学の場合は、我々から見るとうらやましいぐらいの自主財源がある訳ですが、一番本質的な問題は、大学というのは設置者がどこまでファンドレイジングをするのか、大学がマネジメントをする中でどのように自主財源というものを確保していける道があるのかということであり。最も重要なところは、教員の兼業の問題も含めまして、大学がビジネスをやるということは地方独立行政法人法で禁止されていることです。

その中で、例えばアメリカの大学のようにファンドレイジングをして、リーマンショック以降は余りうまくいっていませんけれども、ファイナンシャル部門が自主財源を稼いでくるというようなことがあれば別ですし、世界的な特許を得て自主財源がどんどんたまっていく。ハーバード大学などは、いわゆるバイオサイエンスの特許によって現在自主財源を大体2兆4,000億円ぐらい持っている訳でありまして、我々の日本の大学の財政基盤とはもう話にならない。そういう意味では、公立大学法人は裸で街を歩いているようなものですから、もう少し自由なマネジメントというのを模索する必要があると考える訳でありますし、公立大学法人の持つ特性というものを、深く御理解をいただければと思っております。

幸い、今日も出席しております地域連携センターの園部理事、それから教職員の皆さま方の科学研究費補助金の獲得ないしは震災に伴ういろいろな研究支援というものを積極的に獲得していただいたおかげで、ある程度の自主財源の確保を進めてきております。

3番目としては、地域社会に開かれた大学としての情報発信力の強化です。私も昨年に引き続いて県内の高校を訪問しておりますけれども、教職員の皆さん方の努力で高校訪問、ないしは出前講義等

も含めてこのところ宮城大学の方向性というのが大分伝達できたかなと思いますが、まだまだ大学の情報発信力というのは乏しいと認識しております。

それと、設立者との良好な意思疎通と誠実なパートナーシップの確立、これは公立大学においては最も重要なことであります。

また、今我々は、受験生にとって魅力のある大学、期待感が寄せられる大学というものを志向して積極的に取り組んではおります。そういう意味では、一番の売りは教育内容でありまして、共通教育というものを全面的に改訂し、人間形成鍛錬研究教育センター、仮称でございますけれども、そういうものに平成26年度を目途に大幅にカリキュラム改正をやっていかざるを得ない。

まず、私はいわゆるリベラルアーツという言葉ではなくて、ドイツ語の「ビルドゥング(*Bildung*)」という人間形成というところにウエートを置いた基礎教育をやるべきだと考えています。そういう意味では、その項目として、ライフサイエンス、哲学、歴史、宗教学、芸術、これを大きいコアのカリキュラムにしたいと。高校から大学に進学した人たちに、自分とは何であるか、自分というものを認識するための自律のための教養教育を展開したい。その後、それぞれの人生設計に基づいて専門性を身につけていくというメリハリのある教育が必要でありまして、いわゆる教養教育とか、共通教育というような「マルメ」で大学の教育を行うべきではないと考えております。

したがって、今のように入学生から就活に多くの時間を割く大学であってはならないと思っておりますし、4年間はしっかり勉強してもらうという大学を目指そうと思っております。ただ、今申し上げました共通教育の充実とともに、学生がそれぞれの人生設計を確立するために、いかに満足度が上がるような教育コースを用意するかということが課題だろうと思っております。

そういう意味では、文部科学省に今年の新規事業で申請をしているグローバルインターンシップ、それから国内の長期のインターンシップ、道州制の有為な人材養成としての公務員のアドバンテージコース、これは昨年来弦本副学長を先頭に取り組んでおるところであります。あと事業構想という名に恥じないように、学生のベンチャーというものも実際にやる。それと通常のカリキュラムということで考えております。

通常のカリキュラムに関しましても、部局ごとにコアカリキュラムの充実を図るとともに、学部という枠内で大学の教育を考えるのではなく、教員がそれぞれの専門の「系」に集まって、そこから学群ごとに必要な講義を展開していくというような形のクロスゲームにした形でカリキュラムを充実させていきたいと、考えている次第でございます。

昨今の国立大学の再編成も含めて、これからの少子高齢化の中で受験生が格段に減る中で、どのように社会状況の変化、環境の変化、時代の変化というものに対応して生き残っていく体力のある大学を目指すかというのが最大の課題であろうということでもあります。

2枚目の のところにも今我々が取り組んでいる体制に関して記述させていただきました。私どもが教職員、学生一同で取り組んできた改革であります。

その中でも特に強調しておきたいことは、法人化というのは、理事会のガバナビリティーといいますが、ある理事長の独断的ガバナビリティーが横行するという危険性を持ち合わせております。そのため、私どもは学部長会議と教授会を復活させました。

大学のマネジメントというのは、理事会は経営に責任を持ち、教学に責任を持つのは教授会であると私は考えています。そして、事務部門はマネジメントを担当すると。この三つの車輪で学生を真ん

中に置いた形で大学は運営されるべきであると考えておりますので、教学の主役は教授会であるという責任と自覚を持っていただくということで、旧体制ということになるかもしれませんが、学部長会議と教授会というものを、従前どおり学生の教育に関する話題に関して活性化してもらうという体制をとっているということです。

以上です。ありがとうございました

(角山委員長)

明確な理事長の哲学をお話しいただいてありがとうございます。

今後の評価の際は当然理事長のお考えを反映すべきだと思うので、せっかくお話しいただいたこの機会に何か御質問ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

(Mウィリアムズ委員)

確認ですけど、先ほど学長のおっしゃったりリベラルアーツでなくて、ドイツ語の「ビルドゥング」の方がふさわしいとおっしゃいましたが、その違いについてもう少し説明いただけますでしょうか。

(西垣理事長)

これは、大学の歴史というような話になるかと思えますけれども、いわゆるカントが形而上学の中で上級3学問というものを重視したような中で、やっぱり哲学の復活ということを唱えて、ベルリン大学に始まった形の大学の理念を、あえて彼風のコメントで言えば下級の学問である哲学が大学という組織の根底になければいけないということを言っている訳でありますけれども、それはある意味で非常にソフィケートされた形では今までの中世以来のリベラルアーツという考え方でいいのかもしれません。今我々が直面している日本の社会というのは、個の確立が失われている訳でありまして、そういう意味では、かつての貴族ないしはナイトの人たちの修身の教育というよりは、自分自身を人間として見つめる教育というところに重点を置かざるを得ないのではないかとというふうに考えておりまして、そういう意味では、フンボルトのベルリン大学と同じように、ある意味では「ビルドゥング」という、自分自身を形成していくというところにウエートを置くべきではないかと考えております。

(角山委員長)

ありがとうございました。他にございませんか。

(関谷委員)

今のお話を伺って、これからの宮城大学の方向づけということは非常にはっきりしたと思います。ということは、逆に言いますと、これから私どもは平成23年度の事業評価をやるようとしている訳ですけれども、これはこれまでのいわゆる中期計画に基づいた年度計画、それを評価するということになる訳です。今の先生のお話、震災復興をばねとして、あるいは契機としてまた新しい大学改革をやるんだということで、今その中身をお話しいただいた訳ですので、この24年度、25年度以降、今の中期計画はかなり大きく変更されるという見通しを持っていらっしゃるということですか。

(西垣理事長)

23年度の事業というのはその前年に想定されたことで、それが今回の大震災というとんでもない状況に直面しておりますので、当然修正をかけなければいけない訳ですが、その修正の方向性というのが旧来の22年度に戻すことではなくて、24度以降の新しい宮城大学のあるべき姿に目線を変えるべきだというふうに思っています。

ですから、先ほど申し上げましたように規定も暫時変えさせていただきましたし、変えなければいけないところと継承しなければいけないところのメリハリをつけて行きたいと。中期計画自体は、6年目に根本的に見直していくことになると思いますけれど、そういう目線で活動していきたいというふうに思っています。

評価委員会審議について

(角山委員長)

ありがとうございました。それでは、つづきまして、「平成24年度公立大学法人宮城大学評価委員会の審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

(大森参事兼私学文書課長)

私学文書課の大森でございます。

お手元の配付資料に基づき、委員会審議の進め方について、御説明申し上げます。

今回、新たに3人の新委員をお迎えしましたので、大まかな審議の流れを踏まえながら、御説明させていただきます。

まず、資料1の1ページ目、1の(1)「審議の進め方」をご覧ください。ここでは、の「業務実績報告書提出」からの「評価書作成」までのフロー図と、各番号に対応する説明を記載しております。

の「業務実績報告書」は、A3の用紙の「資料5」とそれに付属します「資料6」として配付しております。これは、年度計画の達成状況を法人が各項目で検証したもので、328項目について、ローマ数字の から の4段階の自己評価が行われております。

具体的に御説明させていただきます。「資料5」の5ページをご覧ください。例えば、「共通教育」に関する項目のナンバー1は、自己評価がローマ数字の「 」となっております。このように、全328項目について自己評価が行われています。

資料1にお戻り願います。の「自己評価の取りまとめ」ですが、法人の自己評価を50項目に整理し、委員会評価の参考とするため、事務局で、SからDの5段階の仮評価をまとめております。これが、A3用紙の「様式1」になります。

「様式1」の表紙の裏面をご覧ください。

まず、左端の番号がこの様式における通し番号となり、50項目に整理しております。

委員の皆さまには、この50項目について、右側の囲み欄に、法人の自己評価に対するSからDの「評価」及び「意見」の御記載をお願いいたします。

なお、評価の基準についてですが、当委員会で決定しました実施要領に基づいております。

「資料3」の2ページ中段の表をご覧ください。「評定の基準」の下の「事業年度評価・中期目標期間評価」と書いてある表でございます。法人が行うローマ数字 から までの自己評価の基準が示されております。

つづいて、3ページ4行目からの表をご覧ください。「事業年度評価」と書いてある表ですが、委員会が行うSからDの評定基準が示されております。

例えば、評定「A」は、法人の「自己評価が全て「 」又は「 」」の場合、評定「S」については、「委員会が特に認める場合」となっており、判断の目安となっております。

委員の皆さまには、これらの評定基準を基に、御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

「資料1」にお戻り願います。

(1)「審議の進め方」の になります。以降の説明文に波のアンダーラインが引いてありますが、こちらが、委員の皆さまに審議いただく事項となっております。

は、本日行っております「第1回評価委員会」でございます。本日は、法人が作成した「業務実績報告書」を基にヒアリングを行っていただきますが、各項目の評価と意見については、先ほどの「様式1」にまとめて御記載いただくこととなります。その記載が ということになります。

なお、様式1の最終ページには全体評価の欄を設けておりますので、こちらも記載をお願いします。

後日、委員の皆さまに評価いただいた内容を事務局で取りまとめ、 の第2回評価委員会では、評価の最終検討を行い、 の評価書作成で終了となります。

以上が、評価の大まかな流れとなります。

次に、「資料1」の1ページ下段の(2)「評価手法の見直し(案)」をご覧ください。

委員の皆さまに評価していただく評価項目は、約300項目と膨大であることから、これまでの委員会では項目審査に多くの時間を割かれる状況となっております。

そこで、事務局で行える作業は極力事務局で行うことにより、評価委員会の場では、より大局的で今後の方向性を示唆する意見を得る場としたいと考え、評価手法の見直しを御提案したいと思います。

御提案は、2点ございます。

「資料4」の3の(1)「自己評価の取りまとめ」をご覧ください。

「資料4」にも「資料1」と同様のフロー図を記載しておりますが、フロー図の にあたります。

これまで、事務局の事前取りまとめでは、A～Cまでの仮評価のみを行い、最高評価の「S」については、仮評価を行っておりませんでした。が、昨年の委員会で「一定の基準を満たす項目には仮評価でS評価を付けてもよいのでは」との意見があったことから、今回から、「自己評価の評定がすべて から 、かつ が50%以上の場合」に、事務局の方で「S」の仮評価を付け、審議の御参考としていただきたいと思います。

ご提案の2点目です。「資料4」2ページの(3)「第2回評価委員会」をご覧ください。

第2回評価委員会では、これまで、50項目にまとめた個々の評価項目について、一つ一つ「S」から「D」の評価を決定しており、それだけでかなりの時間を要しておりました。

そこで、個別審査については、ある程度まとめて一括審査させていただき、その中で、特に意見のある項目についてのみ議論することとし、委員の皆さまにはより大局的な御意見をいただく場としたいと考えております。

御提案は以上でございます。

続きまして、「資料1」の2ページ, 2「財務諸表及び利益処分の承認に係る意見について」をご覧ください。

「財務諸表の承認」及び「利益処分後の残余の額を中期計画に定める剰余金の使途に充てることの承認」に際しては, 地方独立行政法人法に基づき, 委員会から意見をいただくこととされています。

平成23年度の財務諸表等につきましては, 「資料7」に基づき, このあと法人から説明申し上げ, その内容を御確認していただきます。

委員の皆さまの, 平成23年度の財務状況及び利益処分に対する意見については, 「様式2」に記入をお願いします。

なお, 「資料1」の3ページ以降につきましては, 根拠法令等の参考資料となりますので, 御参照ください。

最後に, 「今後の審議スケジュール」について御説明申し上げます。

「資料1」の2ページ, 3「審議スケジュール」をご覧ください。

本日の委員会での説明及び質疑を踏まえまして, 先ほど御説明した「様式1」及び「様式2」に御意見等を記載いただきまして, 8月10日までに, メールにて, 私学文書課あて御提出をお願いいたします。

なお, 「様式1」及び「様式2」のデータは, 本日の委員会終了後に事務局からメールでお送りさせていただきます。

その後, 委員の皆さまの御意見を取りまとめた上で, 8月31日に予定しております「第2回評価委員会」にお諮りし, 9月上旬までに, 業務実績に係る「評価結果」及び「財務諸表, 利益処分に対する意見」をまとめたいと考えております。

以上, 短期間での審議となり恐縮ですが, 委員の皆さまには, どうぞよろしくお願い申し上げます。説明は以上となります。

(角山委員長)

ただいま御説明いただきましたが, かなり込み入った案件でございますが, それぞれを簡略化する方向で御努力いただいているということです。何か御質問はございますでしょうか。

もしなければ, この手法で評価をするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。では, 御異議がないということで, 原案どおり進めることにさせていただきます。

(3)平成23年度業務実績評価について

(角山委員長)

それでは, 審議(3)「平成23年度の業務実績評価」に入りますので, 「資料5」及び「資料6」に基づいて, 法人から説明をお願いします。

(佐藤副理事長)

それでは23年度の業務実績評価について、御説明を申し上げます。

先ほども、県の説明によりこの事業報告書の中を若干見ていただきましたけれども、改めてA3横長の平成23年度業務実績報告書をご覧くださいと存じます。

めくっていただきますと、法人の概要がございまして、1ページの右下の方に、今年の5月1日現在の学生数を記載しております。宮城大学は学部が3学部、大学院が3研究科ございまして、学生数は1,928名となっております。また、教職員数は、2ページに記載しておりますが、職員も入れて204名となっております。

つづきまして、3ページ、4ページをご覧ください。これは、23年度の業務実績の全体的な状況を記載したもので、特に、特色ある取り組みを行ったところについて記載しております。

5ページ以降の表からは、業務実績に入ります。一番左側に県の定めた中期目標、その右側には大学が定めた中期目標を達成するための中期計画がございまして。その隣には、中期計画を達成するための23年度の具体的な計画を列記しており、さらに、その計画の実施状況を記載して自己評価を行っているというつくりになっております。

それが、中期目標に沿って記載されており、表の一番上の方にタイトルがございまして、始めに第1の教育研究の質の向上の、1教育に関する目標ということで16ページまで続いております。

次に、17ページをご覧ください。17ページには教育に関する目標の特記事項ということで、特に成果を上げた取り組みですとか、工夫した取り組み、過去の数値による実績の対比が可能である事項、あるいは遅れている事項などをまとめております。

18ページから21ページまでは、教育研究の質の向上のうちの2の研究に関する目標について記載しており、21ページに特記事項をまとめております。

22ページからは、第2の地域貢献ということで、また同じように記載をしております。

つづきまして、最後のページをご覧くださいと思いますが、特に、今回の東日本大震災に対する災害復旧、あるいは災害復興支援について宮城大学が行った取り組みについてまとめたものでございます。これはもちろん中期目標に明確に入っている訳ではございませんけれども、個々の事業については、地域貢献とか、それぞれの項目に散りばめられて記載されています。それを震災対応分だけ一覧性があるようにまとめたのがこの表でございまして。

それでは、項目数が非常に多いものですから、また最初の3ページ、4ページ、全体的な状況のほうに戻っていただきまして、これを中心に23年度の業務実績を御説明したいと思っております。

先ほど、学長から宮城大学の大学改革の取り組みについて説明させていただきました。その中でも、23年度実施済みのもの、実施について検討をしているもの、あるいはこれから着手するものと、いろいろなレベルがありますが、実施済みのものや、実施に着手したのものについては、当然ながら該当する部分に記載をして評価をしているところでございます。

それではまず、23年度の「全体的な状況」です。学長の説明にもありましたように、一つ目に東日本大震災がありまして、大学自体が被災からどう復旧するかということ。二つ目に地域の大学である宮城大学が被災地支援のために、大学を挙げて被災地支援の推進を図らなければならないということで、被災地支援の取り組みに大学を挙げて取り組んだということ。そして三つ目には、魅力のある大学づくりに向けて大学改革のさまざまな取り組みに検討、着手をしたことがあげられ、それが23

年度であったろうと思います。

次に、「教育研究の質の向上に関する措置」の「1 教育に関する措置」でございますが、23年度特に実施したものを上げております。就活のない大学を目指し、長期間の就職活動をしなくとも希望する就職が可能になるように、また、グローバルに活躍できる人材を育成するということで、ベトナムや中国の大学、あるいは企業と連携したグローバルインターンシップの実現に取り組んでおります。

右側の、国際交流のところにも記載しましたが、このグローバルインターンシップに関しては、今年度に入りまして5月に、ベトナムのフエ農林大学、ハノイにあります国民経済大学、それからアメリカのアーカンソー大学フォートスミス校とそれぞれ交流協定が調印されておりました、23年度の取り組みが、今年度に成果となって現れてきているところでございます。

それから、公務員志望者の要請にこたえた公務員セミナーを、これも24年度から実施をすることにしております。また、学生のベンチャー精神の高揚などにもつながるスチューデント・ジョブ・センター。これは学生に対して、まずは学内の仕事を斡旋するとか、学生のベンチャー精神の高揚のために自分で事業をやる学生を支援するというような内容になると思いますが、これも設置の準備を23年度で進め、この4月からセンターとして発足しております。

これらのことによって、長期間の就職活動をしなくても希望する就職が可能となるような、取り組みを進めたというところでございます。

また、看護学部では、指定規則が改正されまして、従前は保健師と養護教諭、両方も免許が取れた訳でございますけれども、これを選択制に改めざるを得ないということで、カリキュラム改正を行っております。

次に、数年前からの課題でありました食産業学研究科博士後期課程ですが、これは一度設置申請をして取り下げていたものですが、再度の設置申請のため準備を進めたところでございます。これも今年度の5月に文部科学省へ申請済みで、現在申請中ということでございます。

また、学長による高校訪問、これも県内外の高校訪問を積極的に行ったということ、あるいは高校と大学の連携を進めるために、大学の教育研究を一定のプログラムに従って体験してもらうというアカデミック・インターンシップというものも実施いたしました。

つづきまして、の教育の実施体制等でございますが、先ほど学長からかなりの部分の規定を改正したという説明がございましたけれども、ここに記載してあります専門型裁量労働制の徹底でありますとか、新しい任期制の実施でありますとか、教員評価制度の改善でありますとか、これもそれぞれ規定を改正しまして、先生方がしっかりした体制で教育ができるような形に改めているというところでございます。

それから、の学生への支援でございますが、昨年、厳しい就職難状況だと言われた中で、ほぼ100%に近い就職率を実現しました。これはキャリア開発室と学部が一体になりまして、精力的に就職支援を行った成果ということであろうかと思えます。また、学生の支援ということで、当然ながら震災により被災した学生に対する入学金、授業料の減免制度などもいち早く設けさせていただいたということでございます。

また、「2 研究に関する措置」でございますけれども、震災復興特別研究枠というのを学内に設けてまして、ここに記載のとおり、被災地復興のための研究活動を行いました。

次に、大きな2番目の「地域貢献等に関する措置」です。ここでは、先ほども申し上げましたよう

に東日本大震災の復興支援ということを第1の目標にして精力的に行ったところでございます。研究活動、実際の避難所等に出向いての支援、あるいは学生のボランティアによる支援というような活動を行いました。

特に、自治体の連携協定を結んでいる市町村のうち、南三陸町に対しては、町からの要請がございましたので、復興計画の支援に全学的な体制で取り組みました。震災復興関連の補助事業、あるいは制度的な寄附などもございまして、文部科学省のお金、あるいは経済同友会について三井物産環境基金からのお金も活用することが可能になりまして、大学独自の震災復興支援事業を行ったところでございます。

それから、これも震災復興の一環ですが、地域に開かれた大学をつくるということで、地域の方々を対象にした第九を歌う震災イベントを昨年12月に行いましたし、それ以外にも地域の科学・文化・芸術の拠点として大学が価値を高めていくような、そういう取り組みも昨年から精力的に進めております。

それから、の国際交流でございますけれども、ここもベトナム、あるいは従来から交流を行っておりますフィンランドのタンペレ応用大学などとの交流とか、アメリカのアーカンソー大学の被災地支援プログラムに2名の本学の学生が選ばれて、1年間留学をしてきたという成果があらわれておりまして、精力的に学生を海外に出すという取り組みを行いました。先ほど申し上げましたようなベトナムの大学や、アーカンソー大学との交流協定も結ばれました。

それから、大きな3の「業務運営の改善及び効率化に関する措置」でございますけれども、これも法人化になりまして、理事会と教授会との役割分担をはっきりさせた中で、活発な議論がなされながら、大学の意思決定がすぐできるように体制をつくったところでございます。

また、の人事の適正化というところでも、教員評価制度の改正でありますとか、任期制の改正でありますとか、そういうことを行っております。

次に、4の「財務内容の改善」でございますけれども、これも外部の研究資金をたくさん獲得することが健全な経営のために必要だということで、外部研究資金の獲得に力を入れました。その結果、23年度は1億4,000万円ぐらいを目標にしましたが、実績が1億4,800万円ということで、5%アップしましたし、前年度と比べても4,000万円ぐらいの増加になりました。

次のページに入りまして、5の「自己点検・評価、情報提供」のところでございますが、従来同様にというか、従来に増してこの自己点検・評価情報公開等に経費の事務の効率化等に力を入れたところでございます。特に3番目、事務部の事務職員については、この中期計画期間中、最初は当然県の派遣職員が100%でございましたけれども、それを6年間で半分以上を法人が独自に採用した職員に変えていきたいと思いますということで、今着々と計画を進めている状況でございます。現在、事務職員は52人おりますが、そのうち29人が法人独自に採用した職員になっております。

したがって、新たに採用した職員については、これからできるだけ計画的な育成を図っていく必要があるということでございます。

6の「その他業務運営」については、先ほどこれも学長の説明にありましたように、学生に使いやすい、魅力のあるサービスが提供できるような施設の活用方策を検討いたしまして、「大和キャンパス改修等工事年次計画」を策定して、施設の有効な活用とサービスの向上という観点から、施設の改修に取り組んでいるところでございます。

23年度の実績について特に力を入れたところは、ただいま御説明した部分でございますが、これらについては後ろのほうの個々の項目の中に散りばめられておりますので、そこで改めてご覧いただければと思います。

以上でございます。

(角山委員長)

ありがとうございました。それでは、宮城大学の全体的な状況の説明がありましたので、御意見いただきしたいと思います。どうぞ。

(花輪副委員長)

3ページの3の ですが、教員のテニユア・トラック制は廃止し、新たな任期制を導入したということですが、今流れとしてはテニユア・トラックもう少しやってみようという方向に国全体では向かっていると思うのですが、このように御判断されたのは、端的に言うとうどういう理由でしょうか。

(佐藤副理事長)

それは、本学のテニユア・トラック制が、東北大学のような大きな大学において、非常に専門的な、優秀な研究者を育てるという目的で、資源、あるいは時間的、物理的な環境をかなり整えた上で育成していくというものでは必ずしもなくて、ある一定の条件を満たしたら定年まで雇用しますよというような、いわゆる任期制の代わりとして、こういう名称で設けられた制度であったものですから、名前と制度の趣旨とが必ずしも一致しないということで、テニユア・トラックという考え方はとらずに、通常の任期制といいますか、こういう名前を冠しない任期制を改めて制度設計して導入したという、そういう趣旨のことでございます。

(花輪副委員長)

分かりました。よく分かりました。ありがとうございました。

(Mウィリアムズ委員)

すいません。その任期は何年ですか。

(佐藤副理事長)

新規に採用する教員については、初任が4年で、再任審査を受けていただき再任する場合は5年刻みとしております。

(Mウィリアムズ委員)

実際、その再任を決定するプロセスはどういう形になっていきますか。

(佐藤副理事長)

学内に副学長を中心とする人事委員会を設けておまして、そこで今までの業績や教員評価、あるいは本人への面接による活動や業績についてのヒアリングやプレゼンテーションなどを総合的に判断して、再任するかどうかを決定していくというやり方をとっているところでございます。

(角山委員長)

それでは、関谷先生。

(関谷委員)

幾つか、私の関心のあるところについて、非常に断片的になると思いますがお願いします。

まず一つ、今の説明の中で、中期目標は県が策定して、中期計画は大学でというお話がありましたが、その構造は今後も変わらないのですか。

(佐藤副理事長)

今の点については、基本的には法律で定められているところでございますので、中期目標については設立者が議会の承認の上で中期目標を定め、その中期目標を受けて大学が中期計画をつくっております。中期計画は県の認可を受けるということになっておりますので、今後も中期計画期間の6年ごとにそういう手続を踏んでいくということになると思います。

(関谷委員)

もう一つよろしいでしょうか。23年度は先ほど来のお話のように、大震災からの復旧ということに重点的に取り組んだ。結果として恐らく人的、物的支援のかなりの部分を復旧に費やさざるを得ないという状況になったと思います。

そういうことでいいますと、個々の事業の中にそれが入り込んでいるというお話だったのですけれども、既存のもともと計画されていた中期計画、あるいは年度計画、それとの関連性というのでしょうか、あるいはそれが目標とし、計画していたものが多少なりとも断念せざるを得なかったというような項目は特に見当たらなかったのですが、ほぼ既存の計画に沿った事業が滞りなく行われたと判断してよろしいのでしょうか。

(佐藤副理事長)

今の震災復旧との関連で言えば、既に計画されていたことについては、震災がなかったらどうかということは、比べられないので難しいですが、特に震災のためにこの事業に全く手がつけられなかったとか、やめざるを得なかったということはなかったと思います。

むしろ今までやろうとしていたことに加えて、震災の取り組みをプラスして取り組んだということが言えると思いますし、例えば研究活動などはもともと地域貢献のための産学連携などを枠組みとして持っていましたので、それを震災復興ということで中身をかえて実施したということがございます。

(橋本委員)

よろしいでしょうか。地域貢献等に関する措置の中で、自治体への御支援や学生たちのボランティ

アといった震災復興支援もされたということですが、そういう突発的な事態に対して、それなりのバックアップ体制というのでしょうか、そういったことも急遽必要だったと思いますが、そのあたりは大学としてどういうことをされたのでしょうか。

(弦本副学長)

学生のボランティアですけれども、学生の方は最初に宮城大学で組織をして、石巻や気仙沼に、大学のバスを仕立て、先生方もついてという形でやりました。途中では兵庫県立大学という関西の県立大学が宮城県に来るとということで、兵庫県立大学の学生とも一緒に、兵庫県のバス、うちのバスにまとめて手当をしてやっておりました。

それから、教員のほうは震災直後から多賀城ですとか、看護の先生が地元の支援活動に参加するようにしましたし、逆に言えば4月は授業ができなかったのも、直後のところはその分ボランティアに専念したという形がございました。大学としてもそのようなボランティアを奨励して、後で例えばボランティア学生表彰などをやりました。

(橋本委員)

例えばボランティアですと、やはり受け入れ先の事情とか要請とかあると思いますが、そのあたりのマッチングや調整については大学としては何かやられましたか。

(西垣理事長)

一般的な制度設計の話をしてみますと、我が国で兵庫県の地震のときにボランティアが、これは自発的に起こってきた訳ですけれども、相当な社会的な混乱を来したということで、今回のような広域災害になりますと、法的にそれぞれの当該市町村長が事前に各個別の大学とのボランティア派遣協定というのを結んでいるというのが前提でありまして、その協定が結ばれている段階においては私どもの学生に出動依頼があった場合は、その首長の指揮下に入ることになっております。

私どもの場合は公立大学ですので、平時から各市町村と包括協定というような形で大学と行政との連携協定を結んでおりますので、それに基づいた形での派遣依頼ということと、現地での調整ということに力点を置きました。

私どもの考え方としては、そういう意味で自由な意思で参加するという点に関しては、今回ぐらいの災害になりますと非常に危険度も高い。私もアフリカや世界、いろいろな途上国の医療支援を行ってきましたので、今回のことは非常に運がよかったというふうに思っています。というのは、二次災害というのがまずなかったということですから、本来的に言うと、一般学生や一般市民が危険度の高い瓦れき片づけなどに出動すべきではないし、させてはいけないと思っています。

(西垣理事長)

委員長、マーク先生と、ちょっと一言ディスカッションしたいのですけれど、よろしいでしょうか。

日本人というのは基本的に他人からの評価というのはリジェクトするんですね。かつての武家であれば恥ということで自己規制するのでしょうかけれども、そういう意味では、はっきり言って日本の評価というのはぬるま湯であると私は思っています。大学連携に関しても、それぞれがお互いの大学の

知的レベルを承認し合うことが最も重要なことです。

私がアフリカにいたときなんかイギリス風の制度が入っていましたので、エクスターナル・イグザミナー制度というのを入れている訳です。そういう形でそれぞれがやっている教育の質というものをエクスターナルな学外の専門家によるピア・レビューで決めていかない限り教育のクオリティーは保てないということですね。

そのかわりその評価に応じた収入とか、職というのが裏打ちされない、ぬるま湯で安い給料で満足しているというのが日本の現状だと思います。そういう意味では、いい意味でのそういうシビアな評価でいい教育内容とか、組織内容に関わるようなソフトをどう開発していくかというのが、今我々の一番の重要な課題です。

逆に言うと、海外からの留学生受け入れについても、海外から評価されないと留学生が来ることはない訳ですので、真摯にやはり日本の高等教育をどう再建するかということに我々全力を向けなければいけないと思っています。

(Mウィリアムズ委員)

確かに、西垣理事長のおっしゃるとおり、エクスターナル・イグザミナー制度はイギリスでは徹底してしまっていて、もちろんいいところは非常にあって、悪い面もなくはないと思うのですが、とにかく去年、初めて日本の大学で仕事をして、特に教員がオールマイティということについては正直びっくりしました。何でも成績もその1人の教員が全部決めて、どういう手続きでそれを決めているか、本人に完全に任されているし、エクスターナルなチェックが一切なくというのが一番イギリスとは違うと思うんですね。先ほど言ったように悪い面も悪い面もあると思うのですけれども、非常に違います。

(角山委員長)

課題のある教員の方は、FD又は人事の委員会で御議論されるということはあるのでしょうか。

(西垣理事長)

再任評価のときに、人事委員会を中心にやってもらっているのですけれども、皆さん気がやさしい。やっぱり我々のミッションというのは、本当に学生にとっていい教育をしているかどうかということに尽きると思います。今回、一部手直しもやりましたが、その人の教員としてのアクティビティが、全体的には自己申告も含めて反映していないということは欠点だと思っていますので、できる限り来年度以降はピア・レビューで、その先生の専門の学外者に客観的な評価を仰がざるを得ないだろうと思っています。

(Mウィリアムズ委員)

特に研究のほうでは、やはりピア・レビューが非常に大事だと思います。学校内だけではなくて。

(角山委員長)

さっきの任期制とは別に、昇進というところで外部との競争とか、そういうのはないでしょうか。

(西垣理事長)

今うちは昇任というコースをあえてブロックしてあるんですね。今の学部制だとそこが非常に窮屈なマネジメントになるのですけれども、学群編成になりますと、似たような専門のグループの教員の中で相対評価化できるだろうと。

それから、ストリクトにテニユアをやるのがいいとは思わないのですけれども、グローバルスタンダードに近づけていかないと留学生に対しても申し訳ないし、日本の大学は海外と競争した場合に生き残っていかないだろうと思います。

(角山委員長)

先生がおっしゃるのもごもっともかと思ったのが、会津大学もリベラルアーツ系は少ないですね、教員が。そうすると、競争原理というのはそう簡単じゃない。コンピューターのほうは大勢いるので競争原理は簡単なんですね。おっしゃるとおりで大変難しい。

(西垣理事長)

ですから多分、秋田の国際教養大学や先生のところや私どものところでリベラルアーツの互換性をするような形で、今回兵庫県立大学と今までとは違う包括協定を結びましたので、教員も学生も半年ぐらい国内留学、エクスチェンジプログラムができるような体制というのを今模索しています。

そうしないと、我々の規模の大学ですと、東北大学のようにフルセットでは戦えないですね。ですから、そういう有効活用の方法を、お互い相互乗り入れでやれるような形が望ましいのではないかと思っています。

(Mウィリアムズ委員)

外国の提携校ともそれをやった方がいいです。教員の交換とか。

(西垣理事長)

今僕は何人が向こうの人ともおつき合いがありますので、このごろオファーしていることは、アメリカの大学で例えば日本史とか、東南アジア史をやった先生を半年間、雇用形態は変えないまま派遣してもらうという形のエクスチェンジを考えています。

(角山委員長)

正直私もそう思っていて、経済の人も英語ができる人を今回採用したのですが、雇用ですから、一遍に変えられないので少しずつ変えたいと思っています。

(西垣理事長)

この三つの大学でその辺で提携を結びましょうよ。

(花輪副委員長)

太白キャンパスとこのキャンパスがありますね。もともとオリジナルはある訳ですよ。そういう

ところで制度設計をもう1回やり直さなければいけないという背景はなかったんですか。つまり学群という考え方にしましょうと。自分の教育研究している組織と、それから実際に教育するところ、そういうところを違った形式でやりましょうという発想というのはなくて、今議論されているようにリベラルアーツ云々というところからの発想でしょうか。

(西垣理事長)

先生がおっしゃったとおり、例えばマーケットの専門の人間を2カ所に配置しているんですね。それとか、研究テーマなのか、いわゆるアカデミックスキルなのかというのが混在したディスカッションをする訳ですよ。例えば外食産業という特殊な領域がありますね。まだ日が浅い。その人間が食産業学部にもいて、事業構想学部にもいる訳です。ですから、そこはツールなのかテーマなのか混在しています。

また、今うちも専門職裁量労働時間制をとっていますけれども、就業形態に関する報告を毎月月報で出してもらっています。自分のワーキングタイムを自分で自己管理し、それだけペイメントに応じる働きをしているかどうかという、まず自己評価を先にやらしてもらわないと、エクスターナル・イグザミナーとか、リベレーションというのは機能しないというふうに私は思っています。

(角山委員長)

ありがとうございました。活発ないい議論だったのでなかなか途中でやめる訳にはいかず、時間かかってしまいましたが...

(橋本委員)

すいません。もう一つよろしいでしょうか。学都仙台コンソーシアムに、単位互換ネットワークというのがあるということで、利用科目数も今年度、23年度に非常に増えている状況ですけど、学生さんたちの利用状況とその効果と、それから今後の見通しを教えていただければと思います。

(弦本副学長)

学都仙台というのは、宮城県内の大学22大学に山形、東北芸工大が加わって、お互いに互換しようということで、科目を提供し合っているものです。

宮城大学でも何十人が行っていますが、まだ学都仙台全体としてはちょっと低調だなと思っていて、もう少し増やさなければいけないと考えております。例えば仙台の中央にサテライトという形で講座を設けるとか、ビデオ収録した講義を活用するとか、いろいろと模索しております。

また、学都仙台の復興大学事業において、新しく復興人材の養成コースというのを設け、これも単位互換の仕組みで、学生さん40人ぐらいを対象に行っています。

宮城大学でも受講者の支援、促進のため、受講者のキャップ制、何単位か以上取れない人たちにキャップをかぶせるのですが、そのキャップを少し緩めたり、会場までの交通時間のタイムロスの解消を検討するなど、引き続き促進策を行っていきたいと思っております。

(角山委員長)

ありがとうございます。活発な御議論をいただいて、多分前年度のように項目でなくて、全体像で御議論いただいてよかったかと思います。

ただ、全体の時間の都合もありますので、今の議論を踏まえて、「法人の自己評価」に対する意見及び「仮評価の妥当性」については、本日配付しております「様式1 平成23年度業務実績報告(自己評価)」の評定一覧に記入いただき、8月10日までに、事務局あて提出いただきたいと思います。

なお、本日いただきました以外にも御意見等がある場合には、こちらの様式に記入いただければと思います。

(4)平成23年度財務諸表及び利益処分(利益を中期計画に定める剰余金の使途に充てること)の承認に係る意見について

(角山委員長)

それでは次に、審議(4)「平成23年度財務諸表及び利益処分の承認に係る意見」に入ります。

まず、「資料7 平成23年度財務諸表」に基づいて法人から説明をお願いします。

なお、説明に当たっては、「承認を受けようとする額の適正性」及び「経営努力の状況」について、重点的に説明願います。

(大和田理事)

それでは私の方から平成23年度の決算について説明させていただきます。

大分時間がたっておりますけれども、手前どもも、利益剰余金を、これを目的積立金にお願いしたくきちっと説明させていただきたいと思います。

資料につきましては、資料の7に基づいて説明させていただきます。資料の中身につきましては、財務諸表、それから決算報告書、それとパワーポイントの資料という形になっております。

なお、決算報告書の後ろのところに監査報告書、監事と監査法人の監査報告書がついておりますので、それを加えて参考に見ていただければというふうに思います。

私の方でパワーポイントの資料を作成しましたので、このパワーポイントの資料を中心に見ていただければと思います。パワーポイントの資料と決算報告書と財務諸表、この三つをお手元のほうで見比べていただければというふうに思います。

まず、パワーポイントの資料の1枚目のところですが、当然のことながら、地方独立行政法に基づきまして財務諸表と決算報告書を作成しております。この大学は、平成21年4月に法人化しております、今回が3回目の決算という形になります。

組織決定の方法といたしましては、大学内の組織で経営審議会、それから理事会に付議して承認を得ているところでございます。その後、監査法人と、それから監事の監査報告書を6月末までにまとめていただき、それも加えて財務諸表と決算報告書をあわせて県知事のほうに提出しております。

次に、本日を含めた2回開催予定のこの評価委員会の意見を踏まえて、最終的に県知事のほうから承認を得るといふ、そういう流れになっております。

パワーポイントの資料2枚目を見ていただきたいと思います。これは決算報告書の内容でござい

ます。これは、いわゆる単式簿記でございまして、平成24年3月末の決算時における当初予算比どうなっているのか、それから収支状況がどうなっているのか、そういったものでございます。

収入合計で、決算額が36億3,600万円で、当初予算比2億9,100万円のプラスとなっております。支出が、決算額が34億9,600万円、当初予算比1億5,100万円のプラス。最終的に決算報告書の総収支差というのは1億4,000万円という形になっております。

収入のポイントでございませけれども、運営費交付金、これがプラス1億2,600万円となっておりますが、これ県の支援がございまして、授業料の減免分、それから入学金それぞれ9,200万円、3,400万円、なお、入学金については23年度、24年度分の2年間分、こういった形で追加補てんをいただいております。

それに伴いまして、授業料等の収入で7,200万円というマイナスになっておりますが、そのうちの入学金プラス600万円、本来であればマイナスになるところですが、地震の関係で23年3月に入学金が入る予定が23年4月にまたがっております。その影響でプラスという形の要因になっております。

それから、受託研究関係では、3行目のところですが、地域振興事業ということで、先ほどもいろいろ話がございましたが、振興事業関係で1億1,100万円、特に文部科学省の支援事業を獲得したということで、南三陸町の復興支援プロジェクト、これで約7,300万円を獲得してございまして、それが非常に大きな要因になっております。

そのほか、設備費補助金収入ということで5,000万円、それと坪沼農場のほうで台風の被害がございまして、その600万円という形も加えて補助をいただいております。

それから、目的積立金等取崩ということでは、運営費交付金債務で3,300万円。これを人件費に充当しているという、これらが収入の大きなポイントでございまして。

支出面では、教育研究費の地域振興事業で8,800万円プラスになってはいますが、これは収入見合いに対する支出ということで御理解いただきたいというふうに思います。

次に、人件費はプラス1,900万円となっておりますが、中途退職者の手当については、当初予算のほうで当初から見込んでおりません。それで3,100万円の中途退職者の手当がプラス要因になっております。

それから、一般管理費については、庁舎管理費等経費削減を図りまして、最終的に1,300万円のマイナスで落ち着きました。

災害復旧・復興支援ということでは、先ほど申しました災害復旧費であるとか、あるいは緊急雇用、それから23年の入学者に対する返納金ということを含わせて9,300万円プラス要因という形になっております。

これが決算報告書の内容でございまして。

続きまして、財務諸表のほうに入りたいと思います。

財務諸表、これは3ページ目でございますけれども、こういう構成で報告が義務づけられております。貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、そのほか注記事項とか、附属明細書ということで、都合20ページにわたっております。

財務諸表につきましては、先ほど報告しました決算報告書との兼ね合いがございまして、損益計

算書を先に説明させていただければというふうに思います。

それで、本表の資料につきましては、3ページと4ページに損益計算書という形で掲載しております。本表は3ページと4ページでございますので、これと照らし合わせて見ていただきたいと思います。

大学の損益計算書につきましては、御存知のとおり会計機関の収益と費用、これの運用状況がどうなっているのかということを示したものでございます。いわゆる経常費用の場合は、当大学は35億9,300万円ということで、費用の全体の数字がこういった形になりますけれども、ややこしいのは減価償却費とか、光熱水費の管理費、これを例えば教育経費とか、教育研究支援費とか研究費、それから一般管理費、その使用目的別の割合を全部案分して出さなければなりません。それはどこでもそれ義務づけられると思いますが、その案分処理の計上の分も加算して費用化しております。

経常収益が36億9,000万円、経常利益が9,700万円、それと目的積立金が900万円ということですが、実際目的積立金は1,300万円崩しております。損益に関するものは900万円ということで、あとの400万円というのは備品を買って特定償却という形にすると損益の対象外になります。それは資産になりまして、その分が400万円というものがございまして、ここで計上しているのは900万円ということでございます。

当大学では当期総利益ということで、1億600万円ということで、本学の平成23年度の利益剰余金という形になります。

次のページになります。

さっき言った決算報告書で1億4,000万円というふうに話しましたがけれども、損益計算書が1億600万円、そうすると、これは単式簿記と複式簿記の差額になるのですが、3,400万円になります。これの中身というのは運営費交付金債務として900万円、減免の補てん額を県のほうからいただいた分で実際執行した額、その分の繰り越した分については、これは利益のほうには反映しません。それからリースの利息1,300万円、そのほか1,200万円ということで、これは寄附金債務であるとか、あるいは前受受託事業費であるとか、そういったものがありまして、その差が3,400万円ということで御理解いただきたいと思います。

次に6ページ目をご覧ください。損益における減価償却の扱いで、これも非常に分かりにくいのですが、いわゆるこの大学の資産で減価償却をした額というのは、合計で11億6,100万円になっております。そのうち、損益にかかわる減価償却というものが4億5,400万円で、あとは特定償却資産というのがあるのですけれども、これは損益外ということで、7億700万円、総トータルで約11億円の減価償却をしております。

その下のところの となっているところが、さっきお話しした使用目的別によって案分している減価償却、総トータルで4億5,400万円、それから経常収益というのは収支均衡によって減価償却の見返りという勘定を出します。それが2億300万円、これは物品受贈額戻入とか、運営費交付金等の戻入という感じの勘定になります。その差し引きの2億5,100万円というのはリース費用、これが実費用という形になります。

次にまいります。7ページになります。

東日本大震災関連とか、台風の被害関係でどうなったかということで、被害総額は台風の分も含めて5,600万円、建物構築物、それから備品、それから研究用の試薬、こういったものがあります。

その内訳が下に書いてありますが、おのこの補助をいただいて何とか運営できております。

それから固定資産の取り扱いという形で、手法が三つございまして、一つは除却損というのがございます。これは全部見直して200万円だけでございました。テレビの地デジ化によりまして不用になったものを除却したというものがああります。

それから、減損収入については減損会計を適用しておりまして、この大学も会計処理の取り扱い細則があります。簡単に言えば有形資産がどのくらいあるのかということですが、全部見直しまして有形資産はないという形で該当なしと。それから資産除去債務、これ建設リサイクル法の第6条にある訳ですけども、これについても調査の結果、特に重要なものはないという形で会計処理をしております。

8ページ目、損益のその後でございますけれども、損益計算書の本表のほうの4ページに臨時損失、臨時利益という形で計上しておりますが、今までの2回の大学の会計ではなかった処理ですけども、特殊要因という形でこういった形で処理しております。

臨時損失、臨時利益は同額でございますまして、1億7,200万円で、中身につきましては、先ほどお話しした内容でございます。災害の復旧事業であるとか、いろいろな事業の減免であるとか、そういったものの内容でございます。

続きまして、貸借対照表のほうで9ページ目、本表の資料につきましては1ページから2ページのところでございます。本表の資料で、資産の部のところに三角が五つあります。それは、減価償却は累計で全部引くような形になっております。これのトータルがこの大学が平成21年4月から減価償却をした累計額でございます。その総トータルが35億9,600万円という形になります。

そのうち、資本出資分という、いわゆる特定償却の部分ですが、これが22億5,000万円、これは本表の2ページ目の資本剰余金というところから減額することになっております。通常一般会計ですと、資本金のほうから引くような形になりますけれども、資本剰余金のほうから引きまして、そのマイナス分が累計になっていくという形になります。

それと、資産見返負債分が7億1,400万円と、これは累計ですが、これにつきましては、減価償却後の金額を見返として金額を計上しているという、そういう会計処理になります。

それから、リース費用がこの3年間で6億3,200万円という形になります。

貸借対照表のその2でございますけれども、流動負債の方で運営費交付金債務という形で、2ページ目のところの一番上にありますが、これが3,200万円、この内訳は前年度の債務が2,300万円で、今般先ほど申しました授業料とか入学金の余った分、いわゆる繰り越した分が900万円という形で3,200万円。

それで、利益剰余金でございますが、2ページの下段のところの純順資産の部2億5,600万円、これがこの大学のいわゆる宝になります。23年度の利益剰余金というのは1億600万円ということで、今までの過去2年間の残金、この分につきましては1億5,000万円、総トータルが2億5,600万円という数字になります。

損益と貸借対照表は以上でございますまして、11ページ目からは、利益の処分に関する書類でございますが、これが一番大切なところございまして、当期総利益処分額が1億600万円、つまり大学としては、本学としては設立団体の長の承認を受けようとする額1億600万円ということで、できる限り前年度と同様な形で全額目的積立金として承認いただければ大変ありがたいなというふう

に思います。

理由につきましては、努力によってその生じた利益ということで、業務計画に基づいて着実に遂行したということと、それから、定数の概念も一部多分入っているかと思いますが、大体100%以上、110%以内という形で、この大学の場合は学生と院生の両方合わせて108%ぐらいになっております。それで、目的の積立金の使途につきましては、中期計画にきちんと示しておりまして、教育研究の質の向上、組織運営並びに施設設備の改善という形で、きちっとその中身でいろいろ広範囲に利用できればというふうに思っております。

続きまして、12枚目、行政サービス実施コスト計算書でございますが、法人の業務運営に関して、住民との負担に期すべきコストを表示したものであるということで、いわゆる大学運営のために住民の方にどれだけ負担いただいているのかということでございますが、その金額が32億8,900万円、業務費用が、要するに費用から自己収入を引いた金額で約23億円、それから損益外減価償却相当額というのは7億700万円ということで、23年度の減価償却額でございます。あとは、機会費用ということで出資分、これ150億円ある訳でございますけれども、これを運用したならばという形になりますけれども、24年3月末の長期利率国債の新発債、利率利回り0.985、これを計算したものでここに金額を掲載しております。あとは賃借料の受益等でございます。あとはその他ということです。

13ページ目でございますけれども、決算における決算における監査ということで、当大学の場合は有限責任監査法人のトーマツと、それから理事会の組織の監事から監査を受けていまして、特に問題なしとの報告を受けております。その報告書については皆さんのお手元にお渡ししている資料のとおりでございます。

なお、最後に参考までに平成23年度における経常費用、それから経常収益の構成割合の分析した資料を掲載しておりますので、参考までに見ていただければというふうに思います。

なお、キャッシュ・フロー計算書、それから注記事項、附属明細書については、説明のほうは割愛させていただきます。以上でございます。

(角山委員長)

ありがとうございました。それではまず、財務諸表について御質問、御意見ある方いらっしゃいますか。どうぞ。

(橋本委員)

すみません、ちょっと細かい話で申し訳ないんですが、未収学生納付金ということで、貸借対照表には約1,300万円と書いているのですが、業務実績報告書では1名27万円という記載があったのですが、それとの関係はどういうものでしょうか。

(大和田理事)

平成23年度は中国の留学生が1名だけ授業料未納でしたけれども、あとそれまでの累積の部分がありますので、その合計を記載しているという形ですが、どこの部分でしょうか。

(橋本委員)

去年(平成22年度)は、貸借対照表で100万単位でしたね。ですから、今年度1,000万円以上増えている形に見えるのですが。

(大和田理事)

未収入金というのは、これは要するに不能だけじゃなくて、ほかの未収金という形で、実際年度を越して入ってくるものとか、そういったものがありますけれども、例えば入学金については県のほうから入ることになっていたのですが、その分のお金が例えば4月のほうに入ってくるという形で未収入金という形で処理しているとか、そういう形でございます。

(橋本委員)

中国の学生の27万円というのは、この引当金の部分という説明で、

(大和田理事)

一部でございます。合計しますと3人ぐらいですかね、3年間で。だから、非常に少ない形になります。

(橋本委員)

分かりました。あと、受託研究費と、それから受託事業費に含まれる人件費は、大項目の人件費に含まれていないという説明があったのですが、この受託研究、受託事業に含まれる人件費というのは、こういった性質のものでしょうか。

(大和田理事)

受託事業とか、受託研究の分については、あくまでも例えば教員の人件費であるとか、あるいは職員の人件費であるとか、人件費として構成して、そこで人件費の処理をしておりますけれども。具体的にはどこの部分でございますか。

(橋本委員)

具体的には損益計算書の中の業務費の受託研究費と受託事業費です。

細かい質問ですので、調べていただいて、後で個別にいただければ結構ですので、お願いします。

(角山委員長)

後ほど委員に確認してお知らせするというところでよろしいですか。

では次に、「利益処分後の残余の額を中期計画に定める剰余金の使途に充てること」について、御質問や御意見をいただきたいと思います。

(関谷委員)

私の方からは、残余の額を中期計画に定める剰余金の使途に充てることについて異議はないのです

けれど、基本的なことでもちょっとお聞きしたいと思います。運営費交付金の決め方ですけれども、経費から自己収入を引いたものが運営費交付金という形になる訳ですよね。素朴に考えますと、つまり経費を削減する努力をすれば運営費交付金は小さくなるし、学納金等を含めて学生をたくさんとって学納金が増えれば、また運営費交付金は計算上は小さくなりますよね。

そのあたりの考え方を御説明いただければ。

(大和田理事)

中期計画の中で収入と支出にいろいろ項目がありまして、要するに6年計画の中でこの分は幾ら、この分は幾らという形での計画額が設定され、その計画に基づき運営費交付金の額が決められています。

例えば科研費であるとか、いろいろな研究の部分についても目標額というのがありまして、その目標額をクリアしなければどこかで削っていかなければならない。ただし、それが達成されれば、特に間接経費などが増えれば、その間接経費を別な形で、もっと別な事業を拡大したいというとき利用できるということがございます。

人件費については定員定数管理でやっておりますが、そのほかの物件費についても計画額があるので、他のものをやりたいというときはそれを削減して行うといったことがあります。

そのような中、一過性で物が欲しいという、何か戦略を整えてやっていかなければならないというときは、やっぱり目的積立金がないとなかなかできません。そのため、アクションを起こしていくということでは目的積立金は大変宝のお金になります。そういう意識になっております。

(角山委員長)

他に御質問や、御意見はありませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、一通り審議が終了しまして、全体としての御意見、御質問ありますでしょうか。

もしなければ、大分時間も過ぎてしまって大変恐縮ですが、本日準備した議論は以上で、事務局から連絡事項があります。御説明をお願いします。

(大森参事兼私学文書課長)

それでは、繰り返しになりますが、改めて今後のお願いすることを確認させていただきます。

まず、提出資料については、先ほど説明した様式1、様式2のデータを後日お送りいたしますので、8月10日までに記載の上、御返送いただくようお願いいたします。

それから、第2回の評価委員会は、8月31日金曜日14時から16時までの2時間を予定しております。場所につきましては、次回は県庁の行政庁舎の11階の第2会議室を予定しております。審議事項につきましては、評価結果の案、財務諸表の承認、利益処分の承認ということをご予定しております。

以上でございます。

(角山委員長)

ありがとうございました。

今の件何かよろしいですか。ほかになれば、本日の議事を終了させていただきます。

本当に長い時間、御審議ありがとうございました。

それでは、進行を司会のほうに戻させていただきます。

(司会)

以上をもちまして、「平成24年度 第1回 公立大学法人宮城大学評価委員会」を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

(以上)

公立大学法人宮城大学評価委員会出席者名簿
(平成24年度第1回)

平成24年7月23日(月)
宮城大学大和キャンパス 3F 大会議室

【委員】

(五十音順・敬称略)

氏名	職名	備考
関谷 登	学校法人東北学院 常任理事(財務担当)	
角山 茂章	公立大学法人会津大学 理事長・学長	
橋本 潤子	公認会計士 (橋本潤子公認会計士事務所代表)	
花輪 公雄	国立大学法人東北大学 理事(教育・学生支援・教育国際交流担当)	
マーク・ウィリアムズ	公立大学法人国際教養大学 副学長・理事	

【宮城県】

氏名	職名
上 仮 屋 尚	総務部長
高 橋 信 宏	総務部理事兼次長
大 森 克 之	総務部参事兼私学文書課長

【公立大学法人宮城大学】

氏名	職名
西 垣 克	理事長・学長
佐 藤 廣 嗣	副理事長(総務企画担当)
佐 々 木 努	理事(人事労務担当)
大 和 田 克 己	理事(財務担当)
園 部 尚	理事(地域連携担当)
加 藤 徹	理事(特命事項担当)
弦 本 英 一	副学長